二　株式交換又は株式移転に係る承継新株予約権　当該承継新株予約権に係る特定新株予約権の法第五十四条の二第一項の個人に交付された時の価額に相当する金額に、その交付の日から当該承継新株予約権の行使が可能となる日までの期間の月数のうちに当該株式交換又は株式移転の日から当該行使が可能となる日までの期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額

三　株式交換又は株式移転により消滅した特定新株予約権（その行使が可能となる日前に消滅したものに限る。）　当該特定新株予約権の法第五十四条の二第一項の個人に交付された時の価額に相当する金額に、その交付の日から当該特定新株予約権の行使が可能となる日までの期間の月数のうちに当該交付の日から当該株式交換又は株式移転の日の前日までの期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額

第百十一条の三に次の一項を加える。

5　第三項の特定新株予約権の交付された時の価額には、法第五十四条の二第一項の個人から払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産（同項第一号の債権を除く。）の価額を含まないものとする。

第百十二条第三項第一号中「営む」を「行う」に改め、同項第三号及び第四号中「営まれて」を「行われて」に改め、同条第五項中「の益金又は損金算入」の」を「の」に改め、同項第一号中「含む」を「含み、法第八十条第五項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する災害損失欠損金額（当該災害損失欠損金額について同項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた場合における当該災害損失欠損金額に限る。第七項において「適用災害損失欠損金額」という。）を除く」に改め、「以下この項及び」を削り、「において有する」を「の属する事業年度開始の日前から有していた」に、「当該支配関係発生日の属する事業年度開始の日」を「同日」に改め、同項第二号中「（欠損金の繰戻しによる還付）」を削り、同条第六項中「において有して」を「の属する事業年度開始の日前から有して」に、「において有する」を「の属する事業年度開始の日前から有していた」に改め、同項第三号イ中「支配関係発生日」の下に「の属する事業年度開始の日」を加え、同号ロ中「における価額が当該支配関係発生日」を「の属する事業年度開始の日における価額が同日」に改め、「に当該支配関係発生日」の下に「の属する事業年度開始の日」を加え、「支配関係発生日の」を「同日の」に改め、同条第七項ただし書中「営む」を「行う」に改め、同項第一号中「含む」を「含み、適用災害損失欠損金額を除く」に、「において有する」を「の属する事業年度開始の日前から有していた」に、「当該支配関係発生日の属する事業年度開始の日」を「同日」に改め、同項第二号中「含む」を「含み、適用災害損失欠損金額を除く」に改め、同条第八項中「「前項の規定」とあるのは「同項の規定」と」を削り、同条第十一項中「「当該支配関係発生日の属する事業年度開始の日」とあるのは「当該支配関係発生日」と、「第百二十三条の八第三項第一号から第五号まで（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）」とあるのは「第百二十三条の八第十四項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する同条第三項第一号から第五号まで」と」を削り、「（以下この項において「適格組織再編成等」という。）の日」を「の日」に改め、「内国法人が支配関係発生日」と」の下に「、同項第三号ロ中「第五十七条第三項」とあるのは「第五十七条第四項」と、「同条第二項に規定する適格合併の日又は残余財産の確定の日の翌日」とあるのは「同項に規定する適格組織再編成等の日」と」を、「同条第二項の規定により当該内国法人」と」の下に「、第八項中「第六項中「法第五十七条第三項の被合併法人等に係る同条第二項」とあるのは「次項の被合併法人等に係る法第五十七条第二項」と」とあるのは「第六項中」と、「当該被合併法人等」とあるのは「当該内国法人」と」を加え、同条第十三項中「同条第三項」を「同条第四項又は第五項」に、「場合（」を「場合（同条第四項にあつては、」に改める。

第百十三条の二第五項第一号中「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改め、同条第六項中「規定する支配日」を「規定する特定支配事業年度開始の日」に、「当該支配日」を「同日」に改め、同条第九項中「において同項」の下に「又は法第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）」を加え、同条第十項第二号中「又は法」を「、法」に、「）の」を「）又は同項第四号に掲げる事由に該当する残余財産の確定の」に改め、同条第二十項中「第十四項」を「第十五項」に改める。

第百十六条第一項中「合計額」の下に「（法第八十条第五項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する災害損失欠損金額に係る同項に規定する損失の額で政令で定めるもののうち同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）」を加える。

第百十八条の三の見出しを削り、同条第四項中「の損金不算入）に」を「）に」に、「第百十八条の三第一項」を「第百十八条の三第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入）」を削り、「規定する特定支配日」の下に「の属する事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「特定支配事業年度開始日」という。）」を加え、「（同項」を「（同条第一項」に、「当該特定支配日」を「当該特定支配事業年度開始日」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十条の三第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額）に規定する政令で定める資産は、第百五十五条の二十二第四項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する連結前欠損等法人が同項に規定する特定支配関係を有することとなつた日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日において有する法第五十七条の二第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する評価損資産とする。

第百十九条第一項第二号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同項第三号中「第八号」を「第九号」に、「（次号」を「（同号」に改め、同項第四号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同項第五号中「当該合併に係る被合併法人の株主等に当該合併に係る合併法人の株式又は」を削り、「政令で定める関係がある法人（以下この号において「親法人」という。）の株式のいずれか一方の株式以外の資産（当該株主等に対する法第二条第十二号の八（定義）に規定する剰余金の配当等として交付された金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたもの」を「金銭等不交付合併」に改め、「受けた当該」の下に「合併に係る」を加え、「当該親法人の株式　当該」を「同項に規定する政令で定める関係がある法人（以下この号において「親法人」という。）の株式　当該合併に係る」に、「加算した金額」を「、それぞれ加算した金額とする。」に改め、同項第六号中「第二条第十二号の九イ」を「第六十一条の二第四項」に、「分割対価資産として」を「金銭等不交付分割型分割に限る。）により交付を受けた」に、「法第六十一条の二第四項」を「同項」に、「のいずれか一方の株式以外の資産が交付されなかつたものに限る。）により交付を受けた当該分割承継法人の株式又は当該親法人の株式　当該」を「同項の規定が適用される同項に規定する所有株式に対応して交付を受けたものに限る。）　当該分割型分割に係る」に、「加算した金額」を「、それぞれ加算した金額とする。」に改め、同項第七号中「第二条第十二号の十一」の下に「（定義）」を加え、「分割承継親法人株式」に改め、同項第二十六号を同項第二十七号とし、同項第二十五号を同項第二十六号とし、同項第二十四号中「第六十一条の二第十五項」を「第六十一条の二第十六項」に、「第百十九条の八の三第一項」を「第百十九条の八の四第一項」に、「譲渡原価の額」を「譲渡原価の額等」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十二号中「第六十一条の二第十三項第五号」を「第六十一条の二第十四項第五号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十一号中「第六十一条の二第十三項第五号」を「第六十一条の二第十四項第五号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十号中「第六十一条の二第十三項第四号」を「第六十一条の二第十四項第四号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「第六十一条の二第十三項第四号」を「第六十一条の二第十四項第四号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「第六十一条の二第十三項第三号」を「第六十一条の二第十四項第三号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号中「第六十一条の二第十三項第三号」を「第六十一条の二第十四項第三号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第六十一条の二第十三項第二号」